

規 則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十六号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第五条」に改める。

第三条中「第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

第四条の前の見出し及び同条を削り、第五条を第四条とし、同条に見出しとして「（届出）」を付し、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第一号を削り、同条第二号中「第五条」を「第四条」に、「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七条とする。

様式第一号を削る。

様式第二号中「~~第8条~~」を「~~第7条~~」に、「~~第5条~~」を「~~第4条~~」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第三号中「~~第8条~~」を「~~第7条~~」に、「~~第7条~~」を「~~第6条~~」に改め、同様式を様式第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。